

企業の社会的責任(CSR)に関するホシデングループ行動規範

ホシデングループ(ホシデン株式会社及びその関係会社)の経営に係わる者及び従業員は、顧客及び社会に必要な製品を製造し供給するという企業本来の社会的責任に加え、関連する法令及び下記の行動規範を遵守し、健全な事業活動を行う。

1. 公正取引と倫理的な経営に関して

経営に係わる者及び従業員は、下記の事項を遵守し公正で倫理的な企業活動を行う。

- 1) 業務上の汚職、恐喝、横領の禁止
- 2) 事業活動に係わる情報の利害関係者への開示
- 3) 不適切な利益供与及び受領の禁止
- 4) 不公正及び競争制限的な行為の禁止
- 5) 業務上の不正行為の予防及び早期発見
- 6) 社会・地域への貢献
- 7) 知的財産権の保護
- 8) 責任ある鉱物調達方針への対応

2. 人権と労働に関して

経営に係わる者及び従業員は、下記の事項を遵守し、相互に各人の人権及び個人の労働的権利を尊重する。

- 1) 強制的な労働の禁止と自由な離職の保障
- 2) 児童労働の禁止
- 3) 採用や処遇上の差別の禁止
- 4) 人種、年齢、民族、国籍、宗教、性別、性的指向、障がいの有無等に基づく差別、及び虐待やハラスメントなどの非人道的な行為の禁止
- 5) 法令で定められた最低賃金及び手当への保障
- 6) 同一労働・同一賃金の遵守
- 7) 法令で定められた労働時間の遵守
- 8) 従業員の結社の自由、団結権及び団体交渉権の尊重

3. 安全衛生に関して

経営に係わる者及び従業員は、下記の事項を遵守し、安全で健康的な職場環境を提供及び維持する。

- 1) 安全な機械装置の提供と維持
- 2) 有害物質及び危険物に対する衛生管理
- 3) 職場の安全対策の実施
- 4) 緊急時・災害に対する準備と対応
- 5) 労働災害と労働疾病の防止

- 6) 身体的過負荷作業への配慮
- 7) 清潔で安全な食堂・寮・トイレ等の提供

4. 環境保全に関して

経営に係わる者及び従業員は、下記の事項を遵守し企業活動に伴う環境への悪影響及び負荷を最小限に抑える。

- 1) 製品に含有される有害物質（環境管理物質）の管理
- 2) 化学物質等の環境を汚染する可能性のある物質の管理
- 3) 排出物(排水・排気等)の環境への影響の最小化
- 4) 廃棄物の管理と削減
- 5) 大気汚染の防止
- 6) 環境上の公的許可と報告の遵守
- 7) 資源・エネルギーの有効活用

5. 管理システムの構築と協力会社への展開

- 1) ホシデングループ各社は、顧客及び社会に説明可能で業界通念に合った CSR 管理システムを構築する。
- 2) 関係会社で独自のを構築しない場合は、本社が定めた規範や規定を適用する。
- 3) ホシデン(株)及び関係会社の一次協力会社には、本行動規範を伝え遵守を求める。

(注) 1. 各行動規範の意味の説明や求める内容については、別紙「ホシデングループ CSR 行動規範の解説」に定める。

2. 当社は社団法人電子情報技術産業協会（JEITA）の正会員であり、JEITA の「責任ある企業行動ガイドライン」を支持している。また、本行動規範は当該ガイドラインを基本に作成している。

(経営者による企業の社会的責任に関する宣言)

ホシデン株式会社及びその関係会社は、社会及び顧客から信頼される会社であり続けるため、上記の「企業の社会的責任に関するホシデングループ行動規範」に基づき事業活動を行うことを、ここに宣言する。

2026年2月3日

ホシデン株式会社 代表取締役社長

古橋 健士

